

令和6年度第1回

尼崎市男女共同参画審議会 会議録（要旨）

- ☐ 日時：令和6年7月16日（火）午後2時00分～4時20分
- ☐ 場所：4－1会議室
- ☐ 出席委員：委員9名（◎＝会長 ○＝副会長）
 - ◎中里委員、○武田委員、友田委員、木本委員、與那嶺委員、
 - 三谷委員、三宅委員、新井委員、岩田委員
 - 事務局4人
 - 文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、
 - ダイバーシティ推進課職員2人
 - オブザーバー
 - 女性センター所長
- ☐ 関係所管：3課（人事課、こども青少年課、学校教育課）
- ☐ 傍聴者：3名

1 開会

2 議事

(1) 会長、副会長の選任について

友田委員から昨年度も会長を務められた中里委員を会長にとの発言があり、異議なく中里委員が会長に就任した。

また、副会長は会長一任という三宅委員からの発言を受けて、中里会長より武田委員を副会長にという発言があり、異議なく武田委員が副会長に就任した。

(2) 「第4次尼崎市男女共同参画計画」の進捗状況について

事務局：——資料をもとに説明——

委員：1ページ目「男女表現ガイドライン」について、平成27年3月に改訂されてから10年近く経過しているので、見直してはどうか。

また、5、6ページ目の立花地域課・武庫地域課とこども福祉課で実施している「父親向けセミナー」について、より多くの父親に参加してもらえるよう工夫が必要であるとしている地域課と父親の参加者が増加傾向にあるこども福祉課を比較すると、依然として参加者数にばらつきがあるようであるが、その違いは何か。

また、10ページ目の尼崎市の「審議会等(附属機関)の委員の女性割合」は、数値目標である40%に満たないことから、数値目標に満たない機関名を公表

できないか。

最後に、19ページ目の「HPV予防ワクチンの接種割合」について、接種率をモニタリング指標とし、接種率の向上が課題として挙げられているが、副反応などのリスクも問題になっているので、個別に判断してもらうことが大切であって、接種率の向上を課題やモニタリング指標としない方が良いのではないのか。

事務局：昨年度も行政計画等を策定する所管課から直接表現上の再チェックを依頼されるケースが数件あり、市の刊行物等における望ましい表現の在り方を確認する基本的なツールとして「男女表現ガイドライン」の認識が広まっている。改訂する場合は、今のイラストをどうするのかなどの調整も含めて検討が必要である。

また、「父親向けセミナー」の参加者数のばらつきについては、こども福祉課所管のすこやかプラザは駅からも近く募集人数も多いことから、地域課で実施した事業と比較して参加者数が多いと思われる。

委員：こども福祉課と地域課は講座情報等を相互に共有できているのか。

事務局：講座案内のチラシを生涯学習プラザなどの公共施設に配布するなど、情報共有を行っている。

また、審議会等(附属機関)の委員の女性割合の資料については、例年国から依頼のある照会が遅れている関係で、現時点では一覧表の集約ができていない。防災・消防関係や総合計画、環境審議会においては女性委員の割合が低い傾向にあるが、総合計画審議会を所管する担当課からは、今年度から団体推薦をいただく場合には、役職に関係なく可能な限り女性を推薦いただくようあらためて働きかけていくと聞いている。

HPV予防ワクチンの接種については、接種するか否かはご本人に判断してもらうべきものであり、モニタリング指標とは、あくまで動向を確認する指標であり、HPV予防ワクチンの接種率を数値目標として設定しているものではない。

委員：HPV予防ワクチンの接種率を数値目標として設定していないのであれば、HPV予防ワクチンの接種率の向上を課題として挙げなくて良いのではないのか。

委員：厚生労働省や日本産婦人科医会では、HPV予防ワクチンの接種を勧奨している。

若い世代に対してジェンダー不平等の社会にならないような関わり方や教育をしていくことが重要であり、そのために2ページ目の「学校園等における性の教育の推進」を包括的に進めていく必要がある。資料の「今後の取組」の部分に、中学校における性教育の3つのテーマを学ぶ最終年度であると受け取れる記載があるが、取組は終了するのか、継続するのか。

また、3ページ目の「セクシャリティ教育の推進」の「令和5年度取組状況」

ついて、取組結果の詳細が分かりづらい。

同じく3ページ目の「DV・デートDV啓発講座の実施」について、中学校向けのデートDV出前講座を全17校中8校において実施したとのことであるが、全校実施に向けた課題を分かりやすく記載した方が良い。

事務局：第4次男女共同参画計画は令和4年度から8年度までの5ヵ年計画であり、中学校における性教育は今年度が取組の最終年度ではないという認識であるが、学校教育課からも説明をお願いしたい。

学校教育課：資料に最終年度と記載しているのは、今の中学校3年生が入学時から在籍3年間で3つのテーマを全て学ぶ最終年度という意味である。当課としても、包括的に性教育を進めていくために今後も継続していく必要があるという認識である。3年間でワンセットの内容で良いのかなど、どのように継続していくのが効果的であるのかをアンケート結果等を踏まえて検討していく。

委員：そのことが分かるように資料に記載する方が良い。

女性センター：中学校向けのデートDV出前講座について、女性センタートレピエが令和5年度に実施した出前講座は8校であり、残りの9校は他機関が出前講座を実施している。

事務局：3年間で3つのテーマを学ぶことについては各校同様であるが、講師の選定は各校で行っており、令和5年度は17校中8校が女性センタートレピエに講師派遣の依頼をしたということである。

こども青少年課：3ページ目の「セクシャリティ教育の推進」に記載している「あまがさきユース保健室」は、市内の小学生から20代までを対象に心身の健康について気軽に無料で相談できる場所であり、市の後援事業という形で広報や場所の提供に協力し、開設を支援した。令和5年度は、毎週日曜日に専門スタッフである看護師や保健師に相談できる時間を作り、またLINEなどを活用して相談できる体制も整えた。その結果、令和5年度は開設から5か月間で家庭での問題、心身の悩み、今後の進路、恋愛の悩み、性行為や感染症などについて33件の相談があった。既に校長会では取組を周知しているが、SNSなどを活用して若い世代に向けた周知を図っていく。

委員：「あまがさきユース保健室」の取組は市の後援事業ということであるが、今後市主催事業として実施できたら良いと思う。民間が主催するとなると、活動の基盤づくりが難しいのではないかな。

委員：1ページ目の「教職員等に対する学習機会、意識啓発の推進」に関連して、性の多様性に配慮した関わりは児童生徒に対してのみならず、教職員間においても意識するべき視点である。

また、8ページ目の「性の多様性について理解を深めるための啓発」に記載のALLY養成研修について、ALLY表明の次のステップとして、職場で理解のない発言等があったときに、ALLYとして実際に行動に移せる職員を増や

していく必要がある。

学校教育課：教職員を対象とした人権教育研修講座等を通して、意識の啓発を行っている。

事務局：A L L Y養成については、新任係長向けの研修や職員証用のシールの配付を通して啓発を行っているが、職員アンケート結果からは「職員の理解が十分に浸透していない」といった回答も一定数あったことから、A L L Y表明の次のステップとして職場などでA L L Yとしての行動につなげるため、性的マイノリティ当事者である相談員と新任係長との対話研修を実施する予定である。

委員：性的マイノリティ当事者である相談員と新任係長との対話研修がどのようにA L L Y表明の次のステップに繋がっていくのかを追記する方が良い。

事務局：そのように資料を修正・追記する。

委員：7 ページ目の「多文化共生推進事業」に関連して、外国人労働者からの相談が近年増加してきているため、今後、市と連携し、情報共有していきたい。

委員：1 1 ページ目の「女性職員の管理職への登用の推進」に記載の定期昇格に係る必要在級年数の算定にあたって育児休業期間を除算しないことに改めたこと、育児休業中の職員の代替に可能な限り正規職員の配置を行ったこと、1 4 ページ目の「市の職員の育児休業の取得」に記載の男性職員の育児休業の取得率が年々増加し数値目標を達成していることについては、評価項目に値する取組である。

(3) パートナースhip宣誓制度の拡充について

委員：パートナーシップ宣誓制度の拡充にあたって、事実婚の方を制度の対象とすることに賛成である。パートナーシップ宣誓制度の知名度はまだ低いように感じる。性的マイノリティの方と接点がない方や制度を利用しない方にも知ってもらうよう周知していく必要がある。

事務局：パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体は全国的にも増加傾向にあるが、今回の制度の拡充にあたっては、熟度の低い段階から市民の意見を聞くことで、制度の周知や啓発にもつながると考えている。

委員：パートナーシップの宣誓を行った場合、受領証を医療機関で提示すれば、関係性について理解を得られ、同意書にサインをすることが可能なのか。制度について医療機関に理解してもらっているのか。

事務局：パートナーシップ宣誓制度は宣誓された方のお気持ちを受け止める制度であって、受領証は法的な効力を有していないが、制度導入時に医師会や医療機関に可能な限り配慮してもらうよう協力を依頼している。

委員：公立の病院は受領証を提示することで関係性を理解してもらえるケースが多いが、私立の病院では対応にばらつきがあるように感じる。

委員：最終的には各病院の判断に従うしかないが、事実婚カップルの関係性は理解してもらえるのに、同性カップルの関係性は理解してもらえないというのは、おかしい話で

ある。

パートナーシップ宣誓制度の拡充にあたって、事実婚の方を制度の対象とすることに賛成である。

(4) 尼崎市立女性・勤労婦人センターの今後のあり方について

委員：この議題は今後も本審議会で議論していくのか。

事務局：その予定である。現トレピエの貸館機能は新図書館と複合化し、WOODY跡地に整備されることは現時点でほぼ確定しているが、機能面等についてご意見をいただきたい。

委員：尼崎市女性・勤労婦人センター運営委員会からも様々な意見が出ているようである。

委員：女性団体協議会に属している団体の多くはトレピエを使用しており、トレピエの今後に不安を抱えている。トレピエは女性のエンパワーメントを図るための役割を果たしてきた50年間の歴史のある施設であり、ここで多くの女性が学び、就労スキルを身に付け、悩み相談をしてきた。毎年3月に開催している「あまがさき女性フェスティバル」では、多くのグループが協力して2日間のイベントを開催し、交流を深めている。これまでは、男女共同参画に関心のない貸館利用者に向けても、展示や図書を通じて啓発する機会があったが、現トレピエの貸館機能が新図書館と複合化されてしまうと、そういった方に向けた啓発の機会を失いかねず、取り返しのつかない損失がある。トレピエは市内で唯一の男女共同参画拠点施設である。これまで積み上げてきた実績を評価し、女性センターの機能が後退することのないようにしてほしい。

事務局：貸室のみを主たる目的とした部屋を設ける予定はないが、これまでの男女共同参画等の活動が途切れないよう、事業用スペースにおいて講座やセミナーを行うなど、今後も男女共同参画の拠点施設として啓発を続けていく。

委員：男女共同参画の啓発と密接に関係している機能が縮小することのないように整備していくべきである。

委員：現トレピエの貸館機能が新図書館と複合化されるとのことであるが、貸館業務は誰が担うのか。

事務局：現段階の案では、主な貸館機能は新図書館と複合化され、その貸館業務は一体的に新図書館で担うことになると思われる。トレピエの男女共同参画社会づくり機能は周辺で別途確保することとしている。

委員：トレピエの貸館機能と男女共同参画機能が分かれて整備されることになると、男女共同参画に関心のない貸館利用者に向けた啓発の機会を失ってしまうのではないか。また、貸室の利用にあたっては、性の多様性への配慮は必要であるものの、トレピエが経済的に困難な状況を抱えた女性やDV被害者に寄り添って支えてきたことや、未だ女性に対する収入格差が残る以上、これまで通り女性グ

ループへの減免が適用される施設は必要ではないか。

委員：使用料の減免については、慎重に考えるべきである。どの機能を切り分けて、残していくのか、今後議論していく必要がある。

委員：女性センターは都市公園法上、公園緑地であるWOODY跡地に整備することはできないのか。

事務局：都市公園法により公園敷地に整備できる施設の種類の制限されているとともに、建築基準法に基づく用途地域上も、トレピエの男女共同参画社会づくり機能はその活動内容から事務所に類する用途となるため整備できないと解されている。

委員：図書館と女性センターは、統合しないといけないものなのか。

事務局：WOODY跡地に整備する新図書館に貸館の施設を整備することで、公園との一体的な利用が可能となり、地域の魅力向上につながるのではとの期待がある。

委員：図書館のような賑わいのある場所とトレピエのような相談機能を持つ場所は性質的に統合するべきではないのではないか。

事務局：これまでの男女共同参画等の活動が途切れないよう、利用者や附属機関のご意見を伺いながら今後も議論を続けていく。

委員：本日はこれで閉会する。

以 上